備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百六　海上自衛隊鹿児島音響測定所

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
鹿児島県霧島市	鹿児島県霧島市	鹿児島県霧島市
福山町福山四千四十番地	福山町福山（次の図面に示す部分に限る。）	国分上之段、国分敷根及び福山町福山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		一　北緯三十一度四十分四十一秒、東経百三十度四十八分四十九秒の点 二　北緯三十一度四十分三十七秒、東経百三十度四十八分四十三秒の点 三　北緯三十一度四十分三十四秒、東経百三十度四十八分二十一秒の点 四　北緯三十一度四十分三十九秒、東経百三十度四十八分四秒の点 五　北緯三十一度四十分五十一秒、東経百三十度四十七分四十五秒の点 六　北緯三十一度四十一分十二秒、東経百三十度四十七分四十秒の点 七　北緯三十一度四十一分二十六秒、東経百三十度四十七分四十一秒の点 八　北緯三十一度四十一分四十三秒、東経百三十度四十八分〇秒の点 次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百七　海上自衛隊長浦・新井地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
神奈川県横須賀市	神奈川県横須賀市	神奈川県横須賀市
長浦町一丁目及び吉倉町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	長浦町一丁目千五百五十五番二先 安針台、浦郷町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、楠ヶ浦町（次の図面に示す部分に限る。）、汐入町二丁目、二丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、田浦泉町（次の図面に示す部分に限る。）、田浦町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、田浦港町（次の図面に示す部分に限る。）、長浦町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西逸見町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、箱崎町（次の図面に示す部分に限る。）、東逸見町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、船越町七丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに吉倉町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域 一　北緯三十五度十七分四十六秒、東経百三十九度三十八分八秒の点 二　北緯三十五度十八分四秒、東経百三十九度三十八分十三秒の点 三　北緯三十五度十八分六秒、東経百三十九度三十八分二十秒の点 四　北緯三十五度十八分十八秒、東経百三十九度三十八分五十八秒の点 五　北緯三十五度十八分四秒、東経百三十九度三十九分二十三秒の点 六　北緯三十五度十七分三十三秒、東経百三十九度三十九分四十一秒の点 七　北緯三十五度十七分三十秒、東経百三十九度三十九分四十四秒の点 八　北緯三十五度十七分十一秒、東経百三十九度三十九分四十三秒の点 九　北緯三十五度十七分七秒、東経百三十九度三十九分三十七秒の点 十　北緯三十五度十七分〇秒、東経百三十九度三十九分三十六秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。